

財政健全化条例骨子案の見直しについて

(1) 行財政改革審議会での主な意見

- ① 基本理念①の「公共施設の整備」と基本理念③の「市債の発行」の項目で意味が重複している。
- ② 基本理念③で、「説明責任を果たさなければならない」とあるが、項目は、「説明するよう努める」になっている。
- ③ 基本理念①については、各条項で「計画的に」という意味を持たせればよいかも。
- ④ 基金確保比率の5%は、将来的に見直すことが必要ではないか。
- ⑤ 基金確保比率5%はあくまでmust基準であり、goalをしっかりと持つべき。
- ⑥ 基金確保比率5%の根拠として、阪神淡路大震災を例とするのが時代に合わない。

(2) 骨子案の見直し（資料1）

- ① 意味が重複している事項の整理（上記①、②、③）
- ② 基金確保比率5%の見直し規定の追加（上記④）
- ③ 健全基準値はあくまで最低基準であり、しっかり目標をもつことを明記（上記⑥）

(3) 基金確保比率5%について、近年の災害の事例をもとに妥当性を検証（上記⑤）

災害発生直後の補正予算での一般財源での対応額を確認

(例1) 岡山県倉敷市（平成30年7月豪雨）

標準財政規模（H29）107,167,476千円

平成30年7月補正予算で、38億4,903万円の財政調整基金繰入

平成30年8月補正予算で、9億5,250万円の財政調整基金繰入

合計 約48億円（標準財政規模の4.5%）

(例2) 大阪府豊中市（平成30年6月大阪府北部地震、7月豪雨）

標準財政規模（H29）82,687,443千円

平成30年7月補正予算で、21億749万円の財政調整基金繰入（標準財政規模の2.5%）